地方行政サービス改革の取組状況等(平成31年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
102067	群馬県	沼田市	都市 I-1

			【参考】	
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体 委託率	全国(市区町村) 委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.5%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.6%
案内•受付			94.3%	91.4%
電話交換			93.8%	94.1%
公用車運転			90.0%	87.6%
し尿収集			97.8%	98.0%
一般ごみ収集			97.5%	97.3%
学校給食(調理)			66.1%	69.7%
学校給食(運搬)			93.3%	90.7%
学校用務員事務	0	徐々に尊任職員化なしの方向に移行していく。	30.3%	35.6%
水道メーター検針			100.0%	98.9%
道路維持補修·清掃等			97.4%	97.1%
マームヘルパー派遣			98.8%	99.0%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
8処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.6%
ームページ作成・運営			96.3%	97.2%
調査·集計			98.0%	96.2%

(2)指定管理者制度等の導入

	公の 施設数	制度導入 施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員 常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体 導入率	全国(市区町村分 導入率
体育館	6	0	0.0%	市民体育館は、昨年度大規模改修工事が完了し、受付管理等を外部に委託し業務を 開始している。今後において、新たに整備される他の施設を含め、指定管理者制度の 検討を行う予定。	0		30.7%	39.8%
競技場 (野球場、テニスコート等)	23	1	4.3%	使用料等が少額であり収益の面で指定管理の応募が見込めないほか、施設の老朽 化が進んでいることから制度の導入に適さない施設であるため。	1	使用料収入が少額であり、維持管理経費も最小限で抑えていることに加え、競技団体と維持管理 を連携しているため指定管理の導入が難しいことから、業務に必要となる最小限度の人数で職員 を配置している。	42.5%	47.6%
プール	2	0	0.0%	使用料収入が少額であり、維持管理経費も最小限で抑えていることから指定管理の 導入が難しい。	1	小規模施設であり、使用料収入が少額であるため指定管理の応募が見込めないため、業務に必要となる最小限度の人数を配置している。	49.7%	50.2%
海水浴場	0	0			0		8.6%	13.6%
宿泊休養施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			0		89.7%	86.5%
休養施設 (公衆浴場、海・山の家等)	0	0			0		72.6%	76.0%
キャンプ場等	1	1	100.0%		0		55.8%	58.1%
産業情報提供施設	0	0			0		81.3%	75.0%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		100.0%	64.2%
開放型研究施設等	0	0			0		0.0%	52.0%
大規模公園	2	0	0.0%	大規模公園を含めた26公園等を直営にて維持管理しているが、指定管理制度を導入 した場合、現在の維持管理費以上の指定管理料が予想されるため導入は困難であ る。	1	本市の大規模公園は、レクリエーション公園等に属さない一般的な都市公園で、面積もさほど広くないことから、コスト削減とサービス向上の商立という指定管理のメリットが活かせる状況ではないため、東州に必要を収扱小限のの、発を企園している。	27.9%	42.6%
公営住宅	22	0	0.0%	公営住宅は、指定管理者制度ではなく管理代行制度を予定しているため。	0		9.3%	14.3%
駐車場	3	0	0.0%	駅利用者の利便性を向上させるため、また庁舎等複合施設を訪れる市民のために限 られたスペースに設置しているものであり、目的や規模が運営に民間等のノウハウを 導入することで効率化を目指す指定管理に適していない。	0		22.6%	38.0%
大規模霊園、斎場等	0	0			0		15.2%	21.8%
図書館	1	0	0.0%	図書館は、地域における情報に関わる社会基盤及び情報リテラシー教育の機関として、学校との連携や行政支援サービス等を担っているため、必要最低限の自治体職員の常駐が必要であると考えるているため。	1	図書館は、地域における情報に関わる社会基盤及び情報リテラシー教育の機関として、学校との 連携や行政支援サービス等を担っているため、必要最低限の自治体職員の常駐が必要であると 考える。	17.8%	19.4%
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	1	0	0.0%	市が所有する歴史的、芸術文化的に貴重な資料を保存管理しており、直営で運営すべき施設であるため。また、観覧料収入が少額であり、維持管理経費も最小限に押さえていることから指定管理の導入は難しい。	1	市が所有する歴史的、芸術文化的に貴重な資料を保存管理していること、企画展示会の企画・運営を実施することから、専門職員を嘱託職員として配置している。	29.6%	27.8%
公民館、市民会館	6	0	0.0%	災害発生時の避難場所に指定されている施設であるとともに、地域住民の交流拠点施設であり、指定管理者制度になじまないことから、必要最低限の自治体職員を配置する必要があると考えているため。	6	災害発生時の避難場所に指定されている施設であるとともに、地域住民の交流拠点施設であり、 指定管理者制度になじまないことから、必要最低限の自治体職員を配置する必要があると考え 6。	16.5%	23.0%
文化会館	1	0	0.0%	施設整備から25年以上経過しているため、各種設備の老朽化が進み、会館利用に支 障が出始めているが、改修が出来ていない。	0		43.1%	51.8%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0			0		53.4%	48.0%
特別養護老人ホーム	0	0			0		64.7%	73.5%
介護支援センター	0	0			0		60.0%	50.4%
福祉・保健センター	10	8	80.0%	該当施設は運営委託により安定的なサービスが提供されており指定管理の必要性が ないため。	0		48.7%	53.2%
見童クラブ、学童館等	6	0	0.0%	施設管理業務の民間委託により安定した事業運営ができているため、指定管理者制度の導入については慎重に進めていきたいため。	0		14.9%	23.0%









